

## 海外向け観光ポスター等作成業務委託 仕様書

### 1 事業名

海外向け観光ポスター等作成業務委託

### 2 事業の目的

本県における外国人延べ宿泊者数が着実に増加を続ける中、今年9～11月のラグビーワールドカップや来年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、更なる外国人観光客の誘客を図るため、新たな情報発信のツールとして海外向け観光ポスター及びチラシを作成する。また、特設ウェブサイトでの情報発信に必要なメインビジュアルを作成する。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 規格等

	ポスター（1種類）	チラシ（1種類）	メインビジュアル
① 規格	B1サイズ，縦置き フルカラー片面印刷 コート紙135K	A4サイズ，縦置き フルカラー両面印刷 コート紙110K	甲 1256×742 pix 乙 900×400 pix (いずれも横長)
② 部数	500部及びデータ	5,000部及びデータ	データのみ納品
③ 内容	英語コメント入り写真50枚程度の一覧 ※別添「新たなポスターのイメージ」による	表面はポスターの構成に準じ裏面には県全体の地図を入れること (地名の表示は英語)	別添「新たなポスターのイメージ」に準じ横長の一覧としたもの(コメントは除く)

#### (2) その他

- ・使用する写真及びコメントは県において選定し，県から当該データを提供する。
- ・デザイン，レイアウトについては，委託者と十分協議し，作成すること。

### 4 納入期限

令和元年6月28日（金）

### 5 納品場所

ポスター及びチラシについては，後日，委託者が指定する場所に納品するものとし，納品に係る費用（郵送費）は本業務委託に含めるものとする。

作成物	ポスター	チラシ
納品場所	・県庁，県出先機関（県外含む）， 県内市町村，道の駅等 (計100ヶ所程度，海外なし)	・県庁，県出先機関（県外含む）， 県内市町村，道の駅等 (計100ヶ所程度，海外なし)

ポスター及びチラシ、メインビジュアルの電子データについては、県庁観光課に納品する。

## 6 著作権・特許権

- (1) 受託者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（財産権）を、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用、または委託者が観光振興に資すると判断した上での第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (6) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

## 新たなポスターのイメージ

タイトル（英語，今後，委託者において決定する。）



写真の枚数は50枚程度。写真及び英語コメントやタイトル・説明文については、本件企画競争への参加申込書を提出した者に対し、電子メール及び県ウェブファイル共有システムにより県から送付する。

QRコードについては、今後県において作成する特設ウェブサイトのURLとするため、試作品を提出する時点ではダミーを利用すること。

新たなポスターについての説明文  
（英語，今後，委託者において決定する。）

検索ボックス及びタイトル

QR  
コード